第七十二条の六十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の六十四第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の六十九第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の七十第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十二条の七十第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の八十五第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の九十一第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の九十二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の九十五第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「免れた者」を「免れたとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「受けた者」を「受けたとき。」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第五項、第六項及び第八項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の百二第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十二条の百九第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七十二条の百十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三第一項中「及び日本年金機構」を「、日本年金機構及び福島国際研究教育機構」に改める。

第七十三条の八第一項中「においては」を「には」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号に掲げる者にその者の取得に係る家屋を引き渡したと認められる者

第七十三条の八第二項中「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の九第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の十一第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外」を「ほか」に、「罰金刑」を「刑」に改める。

第七十三条の十九第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三十第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項及び第五項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三十七第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七十三条の三十八第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十四条の八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第七十四条の十五第一項及び第二項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七十四条の十八第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「偽つた者」を「偽つたとき。」に改め、同項第二号中「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改める。

第七十四条の二十三第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）に改め、同条第四項を次のように改める。

４　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該申告納税者の責めに帰す